

●香川県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、小豆島中央病院及び社会福祉法人和光福祉会養護老人ホームアドニスガーデンを指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成28年6月3日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団つばき会牟礼病院	略		医療法人社団つばき会牟礼病院	略	
小豆島中央病院	小豆郡小豆島町池田2060 - 1	平成28年 5 月 25 日			
香川大学医学部附属病院	略		香川大学医学部附属病院	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホームクレール高瀬	略		特別養護老人ホームクレール高瀬	略	
社会福祉法人和光福祉会養護老人ホームアドニスガーデン	三豊市豊中町本山甲1705	平成28年 5 月 25 日			
小豆島老人ホーム	略		小豆島老人ホーム	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		